

仕 様 書

1. 業務名

「オーストラリア市場等における旅行市場調査事業」

2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月29日（金）

3. 業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、訪日外国人旅行消費額2020年8兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、観光コンテンツの充実、快適な旅行環境の整備、情報発信・プロモーションを行うことにより、訪日外国人旅行者の広域的な周遊観光を促進することで地域の活性化を図ることとしている。

これまで、（一社）せとうち観光推進機構（以下、機構という。）では、瀬戸内の認知度を向上させ、誘客につなげていくために、重点市場である米国、英国、ドイツ、フランスの旅行専門のマーケティング会社（エージェンシー）を活用し、継続的なマーケティング・プロモーション活動に取り組み、瀬戸内地域の認知度向上並びに瀬戸内地域への誘客を図ってきたところである。

一方、機構では、日本に年間約50万人もの旅行者が訪れるオーストラリア市場も主要市場の一つに位置付けており、旅行業界のマーケット構造や現地メディアの動向等をより詳細に把握する必要がある。このため、以下の調査を行い、次年度以降の施策立案に活用していく。

4. 業務の内容

オーストラリア市場等からの誘客促進に繋げていくための施策立案の参考とするために、旅行業界に精通した者等の専門的知見を活用した以下の調査を行うこととする。

I 現地での市場調査業務

(1) オーストラリア市場及びニュージーランド市場の旅行業界の動向調査

オーストラリア及びニュージーランド市場における旅行業界のマーケット構造や商品流通の構造（ホールセラー、リテラー、ツアーオペレーター等）、消費者の嗜好を詳細に把握するための調査を行なうこととし、その調査手法等を提案すること。

なお、調査に際しては、単なる統計データの収集に留まることなく、現地の旅行業界に精通した者を活用する等し、より市場の実態を把握できる手法で行なうこと。

また、訪日旅行に関する動向調査に限らず、海外旅行市場全般が把握できる内容となるよう留意すること。

(2) オーストラリア及びニュージーランドにおけるメディア業界の動向調査

オーストラリア及びニュージーランド市場における現地旅行メディアの最新動向や各媒体の特性・ポジションの把握、業界の最新トレンドを詳細に把握するための調

査を行なうこととし、その調査手法等を提案すること。

なお、調査に際しては、単なる統計データの収集に留まることなく、現地のメディア業界に精通した者を活用する等し、より業界の動向が把握できる手法で行なうこと。

また、日本への旅行に関するメディアの動向のみではなく、海外旅行市場全般の動向が把握できる内容となるよう留意すること。

(3) オーストラリア及びニュージーランドにおける海外旅行のトレンド調査

両市場の旅行者が好む海外旅行のスタイルや、最近のトレンド（人気 destinations、アクティビティ等）を調査する。日本への旅行に関するもののみならず、他国への旅行も含めた調査を行なうこととし、その調査手法等を提案すること。

(4) なお、具体的な実施内容・調査項目等に関しては、特定後に機構との協議を経て決定するものとする。

II 報告書作成業務

I の調査結果をレポート形式にとりまとめ提出すること。見やすい章立てや目次の設定等、分かりやすい構成・表現となるよう工夫すること。

なお、レポートは日本語により作成するものとし、翻訳に要する必要経費等は当事業の事業費に含めること。

5. 留意事項

- ① 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む）は、期間の制限なくホームページ、印刷物、DVD、講演・講習及び放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することを想定しているため、二次利用も含めた権利関係に関する許諾等の手続きを行うこと。
- ② 上記に必要な権利関係の許諾等の手続きに必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。
- ③ 当該調査業務で知り得た情報には、機構が今後の戦略構築のために必要な秘匿性のある情報も含まれることが予想されることから、情報の取り扱いには十分留意することとし、機構の承諾を得ることなく第三者への情報開示は行なわないこと。
- ④ 当調査とは別に実施した「ブランド実態調査」において、オーストラリアにおける瀬戸内の認知度、来訪経験、来訪意向度及び再訪意向度を調査（インターネット）しているため、報告書作成の際に、必要に応じて参考とすること。

（参考）平成 29 年度調査事業報告書

<http://setouchitourism.or.jp/ja/info/h29tyosajigyohokoku/>

6. 報告書（成果物）の提出

- | | | |
|---------|----------------|-----|
| (1) 提出物 | 事業実施報告書（A4版） | 10部 |
| | 電子データ（CD又はDVD） | 2枚 |

(2) 提出場所 (一社) せとうち観光推進機構

(3) 提出期限 平成31年3月29日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

7. その他

- (1) 機構と十分に協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用すること。
- (3) 機構のインバウンド向けロゴ及びタグライン(REFLECTION TRIP)を使用すること。